

令和2年度第1回根室振興局農業農村整備事業等環境情報協議会 ＜ 次 第 ＞

日時：令和2年9月24日（木）10:00～15:00

場所：別海町役場「1階 101・102号会議室」

住所：野付郡別海町別海常盤町280

電話：0153-75-2111

◎集合 10:00（別海町役場1階、101・102号会議室）

～以下各時間帯は、前後することがありますので、ご了承ください。～

1 現地調査（午前）10:10～12:10

- ・農業競争力強化農地整備事業（草地畜産基盤整備事業〔草地整備型〔道営草地整備事業〕〕）
中西別第2地区（道営計画策定）
- ・農地耕作条件改善事業
根室中部7号支線地区（団体営計画）
- ・農地整備事業（通作条件整備（一般農道整備（一般型）））奥行西地区（道営計画策定）

2 昼食 12:10～13:00（※（別海町役場「101・102号会議室」にてお弁当））

3 意見交換及び情報収集 13:00～15:00

1) 開 会

2) 挨拶

3) 座長選出

4) 意見交換等

① 環境情報協議会の設立経緯について

② 田園環境整備マスタープランについて

- ・田園環境整備マスタープランの概要について
- ・各関係町の田園環境整備マスタープランについて（別海町）

③ 計画策定地区の説明及び意見交換等

（対象地区）

- ・農業競争力強化農地整備事業（草地畜産基盤整備事業〔草地整備型〔道営草地整備事業〕〕）
中西別第2地区（道営計画策定）
- ・農地整備事業（通作条件整備（一般農道整備（一般型）））奥行西地区（道営計画策定）
- ・農地耕作条件改善事業
根室中部7号支線地区（団体営計画）

※各地区概要説明・意見交換 15分程度

④ 昨年からの継続課題について

- ・継続課題の説明
- ・意見交換

5) その他 14:50～

6) 閉 会 15:00

令和2年度第1回根室振興局農業農村整備事業等環境情報協議会 出席者名簿

日時 令和2年9月24日(木)

場所 別海町役場1階「101・102号会議室」

| 所 属 | 役 職 | 氏 名 | 現地調査 | 情報交換等 | 備 考 |
|----------------------|----------------|-------------------|------|-------|-----|
| 環境情報協議会 | 委 員 | ムネカ 宗 寿 美 | ○ | ○ | |
| 〃 | 〃 | トヤマ 外 山 雅 大 | ○ | ○ | |
| 〃 | 〃 | ササキ 佐 々 木 純 | ○ | ○ | |
| 〃 | 〃 | オオタ 太 田 利 春 | ○ | ○ | |
| 〃 | 〃 | タキモト 滝 本 清 | ○ | ○ | |
| 別海町産業振興部農政課 | 主 事 | トモ サダ 友 貞 公 宏 | ○ | ○ | |
| 〃 | 主 事 | ミヤモト 宮 本 偉 央 | ○ | ○ | |
| 別海町建設水道部事業課 | 主 任 | サイゴウ 西 郷 博 之 | ○ | ○ | |
| 〃 | 技 師 | マツモト 松 本 卓 也 | ○ | ○ | |
| 〃 | 技 師 | ツカダ 塚 田 悠 介 | ○ | ○ | |
| 道東あさひ農業協同組合 営農部営農振興課 | 課 長 | カサイ 笠 井 孝 志 | ○ | ○ | |
| 〃 | 主 幹 | イナモト 稲 元 章 泰 | ○ | ○ | |
| 根室振興局 産業振興部 地域産業担当 | 部 長 | フジワラ 藤 原 弘 昭 | ○ | ○ | |
| 〃 産業振興部 農村振興課 | 農村振興課長 | ゴウ 後 藤 サル 悟 | ○ | ○ | |
| 〃 〃 〃 | 主 幹 (基盤整備) | ヤマダ 山 田 聖 弘 | ○ | ○ | |
| 〃 〃 〃 | 主 幹 (企画調整) | ヒロハシ 廣 橋 コウイチ 浩 一 | ○ | ○ | |
| 〃 〃 〃 | 地 域 計 画 係 長 | オノ 小 野 フミユキ 文 幸 | ○ | ○ | |
| 〃 〃 〃 | 主 査 (農村振興) | カナタ 金 田 コシ 太 志 | ○ | ○ | |
| 〃 〃 〃 | 主 査 (地域計画) | セキヤ 関 谷 リ 徳 アキ 光 | ○ | ○ | 事務局 |
| 〃 〃 〃 | 専 門 主 任 | ナカザワ 中 澤 基 | ○ | ○ | |
| | | | | | |
| | | | 20 | | |

(名)

環境情報協議会の設立経緯について

田園環境整備マスタープランの概要について

環境情報協議会の設立経緯について

1.1.8 環境との調和に配慮した整備

自然環境の保全や良好な景観の形成、文化の伝承等の農村の持つ多面的機能に対する期待が高まっていることを受けて、食料・農業・農村基本法の基本理念に多面的機能の発揮が掲げられているとともに、農業生産の基盤整備に当たっては環境に配慮することが明記された。(※1)

また、平成13年度に改正された土地改良法では、土地改良事業の施行に当たり、環境と調和に配慮することが明確に位置付けられた。(※2) さらに、平成13年10月に策定した「土地改良長期計画」では、「自然と農業生産が調和した豊かな田園自然環境の創造」を政策目標に掲げられた。

北海道においても、北海道環境基本条例(平成8年北海道条例第37号)、北海道農業・農村振興条例(平成9年北海道条例第10号)を制定し、環境の保全や創造に関する施策を総合的・計画的に推進しており、「環境を保全し心やすらぐ田園空間の創造」を取組の基本方針とした「北海道農業・農村ビジョン21」を平成16年3月に策定した。さらに、農業農村整備事業を実施する際の指針については、環境配慮の基本的な考え方や具体的な配慮事項などを明らかにすることを目的に、「北海道農業農村整備環境配慮指針」(平成17年3月)が策定されている。

また、農林水産省において「環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱」(平成14年2月14日付け農振第2512号。以下「環境要綱」という。)及び「農業農村整備事業における環境との調和への配慮の基本方針について」(平成14年3月1日付け13農振第2784号)が定められ、事業の実施にあたって「環境との調和に配慮すること」が位置付けられるとともに、これらを踏まえて「田園環境整備マスタープラン」の策定や「環境情報協議会」の設置に関しても明確に位置付けられた。

※1 食料・農業・農村基本法(平成11年法律第106号)

(多面的機能の発揮)

第3条 国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能については、国民生活及び国民経済の安定に果たす役割にかんがみ、将来にわたって、適切かつ十分に発揮されなければならない。

(農業生産の基盤の整備)

第24条 国は、良好な営農条件を備えた農地及び農業用水を確保し、これらの有効利用を図ることにより、農業の生産性の向上を促進するため、地域の特性に応じて、環境との調和に配慮しつつ、事業の効率的な実施を旨として、農地の区画の拡大、水田の汎用化、農業用排水施設の機能の維持増進その他の農業生産の基盤の整備に必要な施策を講ずるものとする。

※2 土地改良法(昭和24年法律第195号)

(目的及び原則)

第1条 この法律は、農用地の改良、開発、保全及び集団化に関する事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めて、農業生産の基盤の整備及び開発を図り、もつて農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資することを目的とする。

2 土地改良事業の施行に当たっては、その事業は、環境との調和に配慮しつつ、国土資源の総合的な開発及び保全に資するとともに国民経済の発展に適合するものでなければならない。

(1) 北海道農業農村整備環境配慮指針（平成17年3月策定）

農業農村整備事業の実施にあたっては、これまでも環境との調和への配慮に努めてきたところだが、今後、これらの取組を一層推進していくため、環境配慮の基本的な考え方や具体的な配慮事項などが定められた。

この北海道農業農村整備環境配慮指針は、北海道の豊かな自然環境が将来にわたって保全されるよう北海道環境基本条例の趣旨を踏まえた内容となっている。

1) 基本方針

- ① 人と自然が共生する農村社会の実現を図るため、野生生物の種の保存や多様性の確保など生態系の保全に配慮する。
- ② 「うるおい」や「やすらぎ」など農業・農村が有する多面的な機能の増進に配慮する。
- ③ 営農を通じて形づくられてきた北海道ならではの雄大で美しい農村景観の保全に配慮する。

2) 事業実施にあたっての配慮事項

- ① 生態系の保全への配慮
農地及びその周辺の水辺や隣地には多様な動植物が生息しており、こうした動植物の生息環境の保全や移動ルート確保のための工法選択の配慮。
ア 河川や湖沼、湿地など多様な水辺環境の保全
イ 森林、防風林、河畔林などの多様な動植物の生息環境の保全
ウ 野生動物の移動路（コリドー）の確保
エ 野生生物の生息に適した多孔質でより自然に近い工法の選択
- ② 農業・農村が有する多面的機能の増進への配慮
農業・農村の有する「うるおい」や「やすらぎ」など多面的な機能の増進を図るため、身近なみどりや水辺の保全に配慮。
ア 農業用水利施設などの親水機能の維持・増進
イ 農地法面緑化や防風林などの保全
ウ 水質の保全や汚濁防止を図る工法の採用
- ③ 農村景観の保全への配慮
開拓以来の地域の歴史や文化との関わりの中で育まれてきた北海道ならではの美しい農村景観の保全に努めるとともに、必要に応じて緑化などを推進
ア 周辺の景観と調和したデザイン工法の採用
イ 遠景、中景、近景などの異なる視点からの景観への配慮
ウ 農地や農道などの法面緑化による修景
エ 防風林や屋敷林などの保全

3) 計画段階での取組

環境への配慮は画一的なものとして設定するのではなく、それぞれの地域の特性に応じて対応すること。

- ① 計画段階で把握する事項
事業計画の策定にあたっては、計画対象地域及び周辺地域が有する自然環境等について充分把握しておくこと。
ア 河川、湖沼、湿地、水路などの水辺環境
イ 植物の種類と分布状況、野生動物の生息状況

- ウ 史跡や文化財の有無
- エ 景観の保全に関する事項
- オ 国・道立公園等の指定状況

② 農業者等の意見の把握

農村環境は、営農と密接に関連しながら形成されてきたことから、環境への配慮の具体的な取組に当たっては、長年そこに暮らし農地や水路等の管理を行ってきた農業者や地域住民等の知識や意向の把握に努め、事業計画への的確に反映していく。

③ 有識者等の意見

地域が有する農村環境の特性を適切に把握するためには、有識者等の客観的な視点からの評価が有効であることから、この活用に努める。

④ 費用負担者との調整

環境に配慮した事業を進めるに当たっては、整備費用の増加を伴う場合が多いことから、環境配慮の内容や増加費用の負担などについて、関係者間での合意形成が必要である。環境への配慮は、画一的なものとして設定するのではなく、それぞれの地域の特性に応じて対応すること。

4) 実施段階での取組

① 実施計画

ア 設計に先立ち、工事の内容や実施時期、工事費負担のあり方、維持管理方法等について、受益者、市町村、土地改良区等と十分な打合せを行うこと。

イ 設計にあたって、地域が有する農村環境の特性を踏まえながら、事業目的の達成と環境配慮との調整、耐久性や経済性なども考慮した適切な内容とする。

ウ 施工業者に設計の意図を正確に伝えるため、通常的设计図書に加え、必要に応じて完成予想図や施工要領図などを作成すること。

② 工事施工

ア 施行业者から提出される施工計画書に基づき、設計内容との相違の有無、工程設定や施工方法の妥当性などについて確認するとともに、適切な施工管理が行われるよう指導すること。

イ 仮設物の設置に当たっては、周辺に及ぼす影響について現地確認を行い、影響が予想される場合は、回避等の適切な措置を求めること。

ウ 施工時期の変更などが生じた場合にあっては、改めて環境への影響の有無について確認すること。

(2) 環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き

平成13年の土地改良法改正により、環境との調和への配慮が事業実施の原則として位置付けられたことを受け、農業農村整備事業が自然と共生する環境創造型事業へ転換を図るため、さまざまな仕組みや支援が整備されている。

その一環として、国や地方公共団体等で実際に農業農村整備事業に携わる者を対象に、環境に係る調査、計画策定と設計に当たり、その内容が環境との調和に適切に配慮されたものとなるよう、基本的な考え方や留意事項等が平成14年2月に「環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き」として、食料・農業・農村政策審議会農村振興分科会農業農村整備部会技術小委員会において取りまとめられ

ている。

そのほか、「生きものにぎわいある農村を目指して」などのパンフレットも取りまとめられており、その中で、農業農村整備事業における環境との調和への配慮は、下記のミティゲーション5原則（環境配慮の5原則）に基づき行うことなどが記されている。

- ① 回避（avoidance）
行為の全体又は一部を実行しないことにより、影響を回避すること。
- ② 最小化（minimization）
行為の実施の程度又は規模を制限することにより、影響を最小とすること。
- ③ 修正（rectification）
影響を受けた環境そのものを修復、復興又は回復することにより、影響を修正すること。
- ④ 影響の軽減／除去（reduction/elimination）
行為期間中、環境を保護及び維持することにより、時間を経て生じる影響を軽減又は除去すること。
- ⑤ 代償（compensation）
代償の資源又は環境を置換又は供給することにより、影響を代償すること。

（3） その他

1） 田園環境整備マスタープラン

（ 省 略 - ）

2） 環境情報協議会

平成13年度の土地改良法の改正により、これ以降の農業農村整備事業については地域合意のもと市町村が策定する農村地域の環境保全に関する基本計画である「田園環境整備マスタープラン」を踏まえて実施することとなっている。

これを受けて、農林水産省から「環境情報協議会の設置について」（平成14年3月1土日付け13農振第2820号）が通知され、「環境との調和への配慮」について客観性、透明性を確保し、事業の円滑な推進を図るため、調査・計画の段階で環境に関する意見交換及び情報収集を行う「環境情報協議会」を設置することとなった。

環境情報協議会では、事業実施主体として考えている事業種類ごとの配慮項目や配慮内容について、専門家・地域住民の代表者などから「事業計画が田園環境整備マスタープランに沿っているか、良好な農村環境の形成ができるか、最新工法や事例の紹介」などについて意見交換・助言・情報収集を行い、これらの意見を反映させつつ対象地域における環境配慮内容を決定すること。

実施時期及び協議会の委員選定については、各振興局で設置している「道営農業農村整備事業環境情報協議会設置要領」等で定められており、実施時期はおおむね計画樹立年度の調査開始時期と調査取りまとめ決定時期の2回程度であり、協議会の委員については原則5名で、環境に関する専門家2名程度、地域住民代表2名程度、農業関係者1名程度を選考する。

検討項目としては、「北海道農業農村整備環境配慮指針」等を参考に、地域に適した配慮を検討すること。

田園環境整備マスタープランの概要について

1) 田園環境整備マスタープラン

土地改良法改正の趣旨を踏まえ、平成14年度以降、農業農村整備事業等は「田園環境整備マスタープラン」（以下「マスタープラン」という。）が策定されている地域で「この内容を踏まえて実施する」ということが、環境要綱において位置付けられている。

これを受けて、「田園環境整備マスタープランの作成等に関する要領の制定について」（平成14年2月14日付け13農振第2513号）の中で、マスタープランの作成方法等が定められている。

マスタープランは、地域自らが個々の地域の特性を踏まえ、将来の地域のあり方を検討して作成する。特に「環境創造区域」では農業農村整備事業の実施にあたり、自然と共生する環境を積極的に創造する区域として設定するとともに、新たな環境に係る情報等がある場合は、その内容を踏まえてマスタープランを見直すこととしている。

<項目等>

- ① 現況調査
 - ア 地域調査(地勢、地域特性等)
 - イ 自然環境(気象、動植物、景観等)
 - ウ 社会環境(地域指定、土地利用、歴史、文化等)
- ② 田園環境の現状と課題の把握
市町村が、地域の自然環境等に関する現状と課題を把握。
- ③ 環境配慮の目標と整備の基本方針の作成
住民や有識者の参加により配慮の対象とする環境要素を選定し、配慮目標を設定するとともに、整備の基本方針を作成。
- ④ 全体整備構想の作成
環境保全目標・基本方針から、農地等区域において、「環境創造区域（自然と共生する環境を創造するための施設等を重点的に整備する区域）」と「環境配慮区域

各関係町の田園環境整備マスタープランについて

別海町

令和2年度 根室振興局農業農村整備事業環境情報協議会（第1回）

別海町の環境に対する考え方（田園環境整備マスタープランより）

| | |
|--------------------|--|
| <p>農村環境の現状</p> | <p>①自然環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本町を代表する風蓮湖や茨散沼、西別川等の自然環境、これらの周辺に動植物の生息 ・特に、タンチョウ、シマフクロウ、クマゲラ、オジロワシ等の天然記念物が生息する恵まれた自然環境 ・別海町では、風蓮湖や茨散沼など町内の優れた景勝地を「別海十景」として指定 ・町立小野沼公園（別海十景）は、内陸部の貴重な水とみどりの空間に位置づけ ・魚類は、イトウやイワナ、オショロコマ等が生息 <p>②生産環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道営草地整備事業や畜産基盤再編総合整備事業により生産基盤整備等を実施 ・国営環境保全型かんがい排水事業により水質浄化をはじめとする多面的機能を有する農業用排水施設を整備する等環境保全型農業を推進 <p>③社会・生活環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町立小野沼公園は自然環境教育の場として利用 ・ヤチカンバ群落地等の文化財が多数分布 |
| <p>農村環境の課題</p> | <p>①自然環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂流入で環境悪化が懸念されるので、小野沼等を含めた自然環境の保全が必要 ・農業用排水路から流れ出る水質の悪化が著しく、沼の水質悪化が懸念 ・草地造成による湿地の減少、排水路、農道などの整備による湿地の乾燥化が懸念 <p>②生産環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・酪農家の規模拡大に伴う家畜糞尿処理対策が必要 ・防風林は基盤整備に伴う伐採により減少傾向 <p>③社会・生活環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭雑排水の処理など生活環境基盤整備の遅れにより河川環境への影響が懸念 ・空き缶やゴミの投棄防止を促す看板の設置、環境美化への理解と協力が必要 |
| <p>環境保全の基本的考え方</p> | <p>①自然環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境に配慮した農道、農業用排水施設、護岸の整備が必要 ・水路整備は、動植物の生息空間として環境に配慮した素材（多孔質）など工法の検討 ・野生生物の移動経路を確保する等ビオトープをつなぐコリドーとして機能に配慮 <p>②生産環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農道、農業用排水路の整備の際には、既存の並木、防風保安林の保全の検討 ・堆肥舎、尿溜、堆肥盤等の家畜排せつ物処理施設の整備を行い、良質な堆肥及び尿の効率的な農地還元による資源循環と、土づくりの推進などにより持続的農業を展開 ・排水路とあわせて遊水池、土砂緩止林、排水調整池など付帯施設を一体的に整備し、環境負荷物質の流出防止による水質浄化の推進 <p>③社会・生活環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業集落排水事業の推進、合併処理浄化槽の普及と維持管理による生活環境の整備 ・住宅周辺の花壇の整備による景観配慮に対する意識の向上や、自然環境教育の一層の普及の推進 |

- ① 農業競争力強化農地整備事業（草地畜産基盤整備事業
〔草地整備型〔道営草地整備事業〕〕）

【 中西別第2地区 】

| | |
|------|---|
| 地区番号 | 1 |
|------|---|

事業概要

| | | | | | |
|--------------|--|--------|------|-------|----------|
| 事業名 | 農業競争力強化基盤整備事業(草地畜産基盤整備事業(草地整備型(道営草地整備事業))) | | | | |
| 地区名 | 中西別第2(なかにしべつだいに) | 関係市町村名 | 別海町 | | |
| 予定期間 | 令和3年度～7年度 | | 受益戸数 | 41 | |
| 受益面積 (ha) | 全体 | 普通畑 | 飼料畑 | 牧草畑 | その他(雑種地) |
| | 658.3 | | | 658.1 | 0.2 |

事業目的

本地区は、別海町の中央部に位置し、道東あさひ農業協同組合管轄の中西別第1、第2、第3、第5、第6の5つの酪農協議会からなる。
 地域では冷涼かつ広大な土地基盤を活かし、草地型酪農を主体とする牛乳・乳製品の供給基地として重要な役割を果たしてきたが、近年、農業者の高齢化や後継者不足のほか、農畜産物の輸入自由化や飼料価格の高騰等の影響を受けて厳しい経営環境に立たされている。
 一方、本地区の草地は経年変化に伴う不陸や起伏が原因となって生産性の低下を招き周辺作業効率の向上に支障を来している。
 このため、本事業により草地の生産性向上と営農作業の効率化を目的として飼料生産基盤の整備を実施し、生産条件の改善による粗飼料自給率向上と営農労力の軽減を図ることによって、農家経営の安定を資するものである。

主要工事計画

| 工種区分 | 工事内容 | 工事費(千円) |
|--------|---|---------|
| 草地整備改良 | 起伏修正Ⅰ(耕起+牧草播種) A=648.3ha | 458,000 |
| | 起伏修正Ⅱ(勾配修正+牧草播種) A=9.6ha | 40,000 |
| | 排根線除去(除去した排根線の均し+牧草播種) A=0.2 ha | 1,000 |
| | 障害物除去(心土破砕) A=0.7 ha | 1,000 |
| 草地造成改良 | 草地造成Ⅱ(障害物除去+建物基礎の撤去+牧草播種) A=0.1 | 1,000 |
| | 排根線除去(過去の草地造成時に堆積し、風化が進んだ木の根等の除去) A=0.1ha | 1,000 |
| 諸経費 | 測量試験費 | 108,000 |
| 総事業費 | | 610,000 |

田園環境整備マスタープランとの関係

| 本地区が位置する環境区域の区分 | 環境創造区域 |
|----------------------------------|---|
| 田園環境整備マスタープランに基づく本地区における環境配慮の考え方 | <ul style="list-style-type: none"> ◆河川環境の保全 <ul style="list-style-type: none"> ・河川と隣接したほ場や地下水位の高いほ場は整備しない。 ◆鳥類の営巣や野生動物等に対する配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・造成により樹木の伐採を行う場合は、現況と同等以上の機能を有する林帯を代替地に確保する(本地区は対象ほ場無し)。 ・森林の周辺を工事する場合は野鳥の営巣時期を避ける。 ・低騒音・低振動・排出ガス対策型作業機械を使用する。 |

環境情報協議会に報告すべき事項など

◆土地生産性の向上と自然環境保全について
 農家の整備要望聞き取り時において、造成を要望する場合は要望理由や植林地の有無等を確認し、河畔林の造成や林帯の代替地がない場合は計画から除外している。
 なお、生産性の高い農地を確実に整備することで質・量ともに十分な粗飼料の生産が可能となり、自然環境保全のための土地(緩衝帯)を供する余裕が生まれる(なお、農地法の上では、適切な肥培管理を行わないと遊休農地と見なされる)。
 ◆野鳥や野生動物に対する配慮について
 計画段階で環境省釧路自然環境事務所、NPO法人タンチョウ保護研究グループ、北海道森林管理局アドバイザーと協議を行い、野鳥や野生動物(特に希少生物)等の生息状況を確認し、希少生物が生息している可能性が高い場合、影響を極力抑制する方法を模索するとともに、該当するほ場の施工の可否を検討する。

② 農地整備事業(通作条件整備(一般農道整備(一般型)))

【 奥行西地区 】

| | |
|------|---|
| 地区番号 | 2 |
|------|---|

事業概要

| | | | | | |
|--------------|----------------------|--------|-----|-------|----------|
| 事業名 | 農地整備事業（通作条件整備型（一般型）） | | | | |
| 地区名 | 奥行西（おくゆきにし） | 関係市町村名 | 別海町 | | |
| 予定期間 | 令和3年度～10年度 | 受益戸数 | 7 | | |
| 受益面積 （ha） | 全体 | 普通畑 | 飼料畑 | 牧草畑 | その他（雑種地） |
| | 501.3 | | | 501.3 | |

事業目的

本地区は、豊富な飼料基盤を活かした大規模酪農経営が営まれている地域で、計画路線は2戸の集乳と7戸の通作及び農産物輸送や生活道路として利用されている。しかしながら、砂利道のため集乳の時間短縮や輸送コストの低減及び効率的かつ円滑な通作や農産物輸送等の支障となっているほか、牧草の砂塵被害が発生しており、維持管理にも苦慮している状況にある。

本地域では、平成28年度に「ひがし北海道TMRセンター」が設立され、大型酪農経営に対応する農業経営の確立を推進しているところであり、そのための流通網の整備が必要となっている。

このため、計画路線の改良・舗装によって集乳の時間短縮及び輸送コストの低減、通作及び農産物輸送の効率性向上、砂塵被害の解消、維持管理に係る労力・経費の軽減を図り、関連事業と一体的に整備を行うことで安定的な大規模酪農経営の確立を図ることを目的とする。

主要工事計画

| 工種区分 | 工事内容 | 工事費（千円） |
|------|------------------------------|---------|
| 道路工 | L=3,672m、W=4.0（6.0）、アスファルト舗装 | 674,000 |
| 諸経費 | 測量試験費、用地費、補償費 | 81,000 |
| 総事業費 | | 755,000 |

田園環境整備マスタープランとの関係

| 本地区が位置する環境区域の区分 | 環境創造区域 |
|----------------------------------|--|
| 田園環境整備マスタープランに基づく本地区における環境配慮の考え方 | <ul style="list-style-type: none"> ◆河川環境の保全 <ul style="list-style-type: none"> ・ 函渠の整備に当たって、汚濁防止対策を講じる。 ・ 函渠周辺の護岸に当たっては、生物の生息環境の保全に配慮する。 ◆鳥類の営巣や野生動物等に対する配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・ 防風保安林などにおける希少生物の生息状況を確認する。 ・ 森林の周辺を工事する場合は野鳥の営巣時期を避ける。 ・ 低騒音・低振動・排出ガス対策型作業機械を使用する。 |

環境情報協議会に報告すべき事項など

- ◆道路整備自体の自然環境に与える影響について
本路線はほぼ現況の道路敷地内に収まる見込みで、樹木の伐採もごく一部となるため、現況の砂利道がアスファルト舗装になること自体の自然環境に与える影響は軽微だと考えられる。
- ◆函渠工の整備について
道路の整備に伴う河川横断部分（普通河川第三木村川〔町管理区間〕）の改修に当たっては周辺樹木の伐採を最小限にするとともに、施工時期の配慮及び濁水流出防止対策の実施により生物の生息環境の保全に配慮する。
- ◆野鳥や野生動物に対する配慮について
計画段階で環境省釧路自然環境事務所、NPO法人タンチョウ保護研究グループ、北海道森林管理局アドバイザーと協議を行い、希少生物が生息している可能性が高い場合、影響を極力抑制する方法を模索する。

③ 農地耕作条件改善事業

【 根室中部7号支線地区 】

令和2年度 根室振興局農業農村整備事業環境情報協議会資料（第1回）

| | |
|------|---|
| 地区番号 | 3 |
|------|---|

事業概要

| | | | | | |
|----------------|------------|-----|--------|-----|----------|
| 事業名 | 農地耕作条件改善事業 | | | | |
| 地区名 | 根室中部7号支線 | | 関係市町村名 | 別海町 | |
| 予定期間 | 令和3年度 | | 受益戸数 | 2 | |
| 受益面積 (ha) | 全体 | 普通畑 | 飼料畑 | 牧草畑 | その他（雑種地） |
| | 21 | | | 21 | |

事業目的

本地区は、広大な土地基盤を活用した草地型大規模酪農地帯にあり、受益農家は酪農専業農家である。本路線は受益農家の通作経路であるうえ集乳車両が通年走行する集乳経路でもあり、営農上には不可欠な路線である。
 本路線は、降雨や融雪時の泥土化および大型車両の通行による不陸や路盤の損傷により農畜産物の搬出入に支障となっていることから、当該路線を砂利道から舗装にすることで交通の安定および物流の高速化により営農の効率化と農家営業の安定化を図る。

主要工事計画

| 工種区分 | 工事内容 | 工事費（千円） |
|------|-------------------------|---------|
| 道路工 | 道路改良舗装工事 L=192m W=4.00m | 30,500 |
| 諸経費 | 測量試験費、用地費、補償費 | 5,500 |
| | | |
| | | |
| 総事業費 | | 36,000 |

田園環境整備マスタープランとの関係

| 本地区が位置する環境区域の区分 | 環境創造区域 |
|----------------------------------|---|
| 田園環境整備マスタープランに基づく本地区における環境配慮の考え方 | <ul style="list-style-type: none"> ・舗装を行い交通を円滑にすることで通作、集乳車両の排ガス減少を図る。 ・舗装により車両走行時の土煙の飛散を予防する。 ・低騒音、低振動、排出ガス対策型建設機械の使用により周辺環境に配慮する施工をおこなう。 ・周辺樹林帯などにおける希少生物の生息状況を確認する。 |

環境情報協議会に報告すべき事項など

野鳥や野生動物に対する配慮について、計画段階で環境省釧路自然環境事務所、NPO法人タンチョウ保護研究グループと協議を行い、希少生物が生息している可能性が高い場合、影響を極力抑制する方法を模索します。